各位

会 社 名 日 本 軽 金 属 株 式 会 社 代表者名 代表取締役社長 石山 喬 (コード番号 5701 東・大) 問合せ先 広報・IR室長 野中 由憲 (電 話 03-5461-9333)

当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)の更新について

当社は、平成19年6月28日開催の第100回定時株主総会において株主の皆さまのご承認をいただき、当社株券等の大規模買付行為への対応策(以下「現プラン」といいます。)を導入しておりますが、その有効期限は、平成22年6月30日までに開催予定の当社第103回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)終結の時までとなっております。

当社では、現プラン導入後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、更新の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、本日開催された取締役会において、本株主総会における株主の皆さまのご承認を条件に、現プランの一部を変更し、「当社株式の大規模買付行為への対応策」(以下「本プラン」といいます。)として更新することを決定しましたのでお知らせいたします。

本プランにつきましては、当社監査役5名はいずれも、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛成する旨の意見を述べております。

なお、本日現在、当社株式の大規模な買付行為に関する具体的提案はなされておりません。 また、平成22年3月31日現在の当社株式の状況は、別紙1のとおりです。

本プランの主な変更点は以下のとおりです。

- ①大規模買付ルールに基づいて大規模買付者に提供を求める必要情報の内容について一部見直すとともに、大規模買付ルールの迅速化を図る観点から、必要に応じ、大規模買付者に対しての情報提供の期限を設定することとし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長請求があった場合は、その期限を延長することができるものとしました。
- ②当社取締役会が必要情報について追加の提供を要請した場合、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める情報が全て揃わなくとも、情報提供に係る交渉を終了し取締役会の評価・検討等を開始する場合があることとしました。
- ③大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、当社取締役会が求めた必要情報 の一部が提出されないことのみをもって、ルールを遵守しないと認定することがない旨を明記 しました。
- ④大規模買付ルールを遵守した場合について、例外的に対抗措置をとる場合の類型を一部見直すとともに、発動は、例示する類型に該当するだけでなく、その結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合に限る旨を明記しました。
- ⑤対抗措置を発動するにあたり、特別委員会の勧告に従い、株主総会において株主の皆さまの意思を確認することがある旨の記載を追加しました。

⑥その他、①から⑤までの見直しに関連する引用箇所の記載の修正や平成21年1月5日に施行された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)によっていわゆる株券の電子化が実施されるなどの関係法令の整備に伴う所要の修正および証券取引法が金融商品取引法に改正されたことに伴う所要の修正ならびに文言の整理等を行いました。

<u> I . 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針</u>

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社を支える様々なステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えます。

したがって、当社は、特定の者またはグループ(特定の者またはグループを以下「買付者」といいます。)による、当社の財務および事業の方針の決定を支配することを目的とする当社株式の大規模な買付行為や買付提案であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式上場会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、買付者の大規模な買付行為に応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には株主の皆さまのご判断に委ねられるべきものです。

しかしながら、株式の大規模な買付や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

このような、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれが認められる場合には、 当該買付者を当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと判断すべき であると考えます。

Ⅱ. 基本方針の実現に資する取組み

当社グループは、事業持株会社である当社を中核として、「アルミとアルミ関連素材の用途開発を永遠に続けることによって、人々の暮らしの向上と地球環境の保護に貢献していく」という経営理念のもと、「アルミニウム」というユニークで優れた特性を有する素材の可能性を開拓することによって、企業価値の持続的向上に努めてまいりました。

当社グループの事業を大きな川にたとえると、ボーキサイトを原料とするアルミナ・化成品の 製造が最も上流の工程となり、次いでアルミ地金・合金地金の製造が続きます。さらにアルミを 素材として、アルミ板、アルミ押出製品、各種加工製品に至る広範な領域において事業展開して おります。

当社グループの属するアルミニウム業界は、平成20年度以降、米国の金融危機に端を発する世界同時不況の影響などを受け、依然として厳しい経営環境が続いておりますが、平成21年度においては、難局を乗り越えて黒字転換を実現するとともに、課題事業の整理を行うなど、着実に事業構造改革を遂行してまいりました。その経営基盤の下、本年4月より平成24年度までの3ヵ年の新・中期経営計画をスタートさせました。その基本方針は、①成長分野を攻めるユニットへの経営資源の重点的投入、②業界No.1ビジネスのさらなる強化、③中国、東南アジアを中心とする海外ビジネスの展開加速、④要素技術複合化による用途開発と新商品の創出、⑤アルミニウムの特性の追求による地球環境保全への貢献、⑥財務体質改善と復配、⑦人財の育成と活用、⑧CSR推進とコーポレートガバナンス強化の8項目です。

当社グループは、上記方針に基づく事業計画に積極的かつ効率的に取り組み、今後もグループ

一丸となって、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に邁進する所存です。

Ⅲ. 不適切な者による支配の防止に関する取組み(本プランの内容)

1. 本プランの目的

本プランは、上記 I. に述べた基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

特に当社グループの場合、アルミの素材から加工まで事業分野が多岐にわたっているため、外部者である買付者からの提案を受けた際に、株主の皆さまが限られた時間の中で当社グループの有形無形の経営資源、幅広い事業が有機的に結合して生み出すシナジー効果などを適切に評価したうえで、買付者の提案が企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響について、短期間のうちに的確な判断を行うことは容易ではないと思われます。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する大規模な買付行為がなされた際に、 買付に応じるべきか否かを株主の皆さまがご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案する ために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまのために買付者と交渉すること等を可能と することで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにつながると考 えています。

このため、当社は、大規模買付行為を行う際の情報提供等に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、上記のような不適切な者によって大規模な買付行為がなされた場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本株主総会における株主の皆さまのご承認を条件に、現プランの内容を一部変更し、本プランとして更新することといたしました。

2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ (注1) の議決権割合 (注2) を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為 (いずれについても事前に当社取締役会が同意し、かつ公表したものを除き、また市場取引、公開買付(注3) 等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。) とします。

注1:特定株主グループとは、

- (i) 当社株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。) の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。) および その共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。) または、
- (ii) 当社株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付等(同法第27条の2 第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。) を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。) を意味します。

注2:議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)も加算するものとします。)または、

(ii) 特定株主グループが、注1の(ii) 記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の 株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計 をいいます。

各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3:公開買付とは、金融商品取引法第27条の2第6項に規定される公開買付けをいいます。

3. 特別委員会(注1)の設置

本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の合理性・公正性を担保するため、現プランと同様に特別委員会規程(概要につきましては、別紙2をご参照ください。)を定めるとともに、特別委員会を設置することといたしました。特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者(注2)のいずれかに該当する者の中から当社取締役会が選任します。現在の独立委員会委員である社外取締役の飯島英胤氏、社外監査役の和食克雄氏、同じく結城康郎氏は、本プランへの更新後も引き続き独立委員特別委員会委員として就任予定です(略歴につきましては、別紙3をご参照ください。)。

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かを判断するに先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討のうえで、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとします。特別委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

なお、特別委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を得ることができるものとします。

注1:特別委員会は、現プランの独立委員会の名称を変更したものであります。

注2: 社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいいます。

4. 大規模買付ルールの概要

(1) 大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- ① 大規模買付者の名称、住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要
- ⑥ 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨および必要に応じ、その内容について公表します。

(2) 大規模買付者による当社に対する評価必要情報の提供

当社取締役会は、上記(1)の①から⑥までの全てが記載された意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報として当社取締役会への提出を求める事項について記載した書面を交付し、大規模買付者には、当該書面に従い、大規模買付行為に関する情報(以下「評価必要情報」といいます。)を、当社取締役会に書面にて提出していただきます。

評価必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的および内容によって異なりますが、いずれの場合も当社株主の皆さまのご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ① 大規模買付者およびそのグループ(共同保有者および特別関係者を含みます。)の概要(名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容(大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。)
- ③ 大規模買付行為の価格の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値 情報および大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内 容を含みます。)
- ④ 大規模買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ⑤ 当社および当社グループの経営に参画した後に想定している役員候補(当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、経営方針、事業計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑥ 大規模買付行為後に予定する当社および当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関しての変更の有無およびその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し評価必要情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

また、上記に基づき提出された評価必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該評価必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限を定めたうえ、追加的な情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な評価必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が評価必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める評価必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、その旨を公表するとともに、後記(3)の取締役会による評価・検討等を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された評価必要情報は、特別委員会に提出するとともに、株主の皆さまのご判断のために必要であると認められる場合には、取締役会が適切と判断する時点で、その全部ま

たは一部を公表します。

(3) 当社取締役会による評価必要情報の評価・検討等

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し評価必要情報の提供を完了した後、対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価・検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を受けながら、提供された評価必要情報を十分に評価・検討し、特別委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆さまへ代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも評価必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆さまを説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆さまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑧のいずれかに該当し、その結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断し、かつ対抗措置を発動することが相当であると認められる場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲で、上記(1)の場合と同様に対抗措置の発動を決定することができるものとします。

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の取得を行っている場合(いわゆるグリーンメーラーである場合)
- ② 会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる 焦土化経営を行う目的で株式の取得を行っている場合

- ③ 会社経営を支配した後に、当社の資産を当該買付者やそのグループ会社等の債務の担保や 弁済原資として流用する予定で株式の取得を行っている場合
- ④ 会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額 資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時 的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の取得 を行っている場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付で当社株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等による株式の買付を行うことをいいます。)等の、株主の皆さまのご判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆さまに当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- ⑥ 大規模買付者の提案する当社株式の買付条件(買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれらに限りません。)が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして不十分または不適切であると判断される場合
- ⑦ 大規模買付者による支配権獲得により、当社株主はもとより、顧客、従業員、地域社会その他のステークホルダーとの関係を破壊する等によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうと判断される場合
- ⑧ 大規模買付者の経営陣または主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

(3) 取締役会の決議および株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、上記(1)または(2)において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は特別委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として別紙4に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

また、当社取締役会は、特別委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主の皆さまの意思を確認するための株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます。)の開催を要請する場合には、株主の皆さまに本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間(以下「株主検討期間」といいます。)として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主意思確認総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主意思確認総会の開催等を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主意思確認総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆さまに対し、株主意思確認総会招集通知とともに送付し、適時適切にその旨を開示します。

株主意思確認総会において対抗措置の発動または不発動について決議等がなされた場合、当社 取締役会は、当該株主意思確認総会の決議等に従うものとします。したがって、当該株主意思確 認総会が対抗措置を発動することを否決する決議等がなされた場合には、当社取締役会は対抗措 置を発動いたしません。当該株主意思確認総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、 当該株主意思確認総会の結果は、適時適切に開示いたします。

(4) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は取締役会評価期間を、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間の合わせた期間を大規模買付行為待機期間とします。そして大規模 買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

したがって、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

(5) 対抗措置発動の停止等について

上記(3)において、当社取締役会または株主意思確認総会において具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の勧告を十分に尊重したうえで、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当 が決議され、または、無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回 または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、特別委員会 の勧告を受けたうえで、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当の中止、 または新株予約権無償割当後において、行使期間開始日の前日までの間は、会社による新株予約 権の無償取得の方法により対抗措置発動の停止等を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、特別委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

6. 本プランによる株主の皆さまに与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主の皆さまに与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆さまが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆さまは、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがいまして、大規模買付ルールの設定は、株主の皆さまが適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主の皆さまの利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆さまにおかれましては、 大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主の皆さまに与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、または大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断され、かつ対抗措置を発動することが相当であると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがあります。

しかしながら、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆さま(大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者、および大規模買付ルールを遵守した場合であっても会社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。)が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を実施する場合には、新株予約権の割当期日において株主名簿に記録されている株主の皆さまに対して割当を実施します。また、当社取締役会が取得条項に基づき、新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆さまに新株を交付いたします。ただし、この場合、当社は、新株予約権の割当を受ける株主の皆さまに対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することとなった際に、法令および金融商品取引所規則に基づき別途お知らせいたします。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の効力発生日の前日までに、新株予約権の割当を中止し、または新株予約権の行使期間開始日の前日までに、当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式等の売買等を行った株主または投資家の皆さまは、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

7. 本プランの適用開始、有効期限および廃止

本プランは、本株主総会における株主の皆さまのご承認を停止条件として、同承認があった日より発効することとし、有効期限は平成25年6月30日までに開催される当社第106回定時株主総会の終結の時までとします。本プランは、本株主総会において承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の 向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあり ます。このように、当社取締役会において本プランについて更新、変更、廃止等の決定を行った 場合には、その変更内容等を速やかに開示します。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆さまに不利益を与えない場合には、必要に応じて特別委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合があります。

Ⅳ. 本プランの合理性について

1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主

共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

2. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記III. 1. 「本プランの目的」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模 買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまがご判断し、 あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまのために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

本プランの発効は、株主の皆さまのご承認を条件としており、株主の皆さまが望めば本プランの廃止も可能であることは、本プランが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

また、当社取締役は当社の定款におきまして、その任期は1年と定められております。したがいまして、毎年の当社定時株主総会における取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じましても、本プランに関する株主の皆さまのご意向を反映することが可能となっております。

3. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、取締役会としての意見の取りまとめ、代替案の提示、もしくは大規模買付者との交渉を行い、または対抗措置を発動する際には、独立した第三者である専門家の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされております。

また、その勧告内容の概要については株主の皆さまに公表することとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

4. デッドハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社の取締役任期は1年のため、本プランは、スロー・ハンド型買収防衛策(取締役の 交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策)でも ありません。

当社株式の状況(平成22年3月31日現在)

- 1. 発行可能株式総数 1,600,000,000株
- 2. 発行済株式総数 545,126,049株
- 3. 株主数 41,282名(単元株主数、自己株式を除く)
- 4. 大株主(上位10名)

株主名	持株数 千株	持株比率 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	31, 859	5. 9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	27, 011	5.0
第一生命保険相互会社	20, 001	3. 7
朝日生命保険相互会社	15, 000	2.8
財団法人軽金属奨学会	14, 910	2.7
日軽ケイユー会	13, 668	2.5
滑川軽銅株式会社	12, 495	2.3
株式会社みずほコーポレート銀行	11, 263	2. 1
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほコーポレート銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀 行株式会社	8, 435	1.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(中央三井アセット信託銀行再信託分・CMTBエクイティインベストメンツ株式会社信託口)	8, 092	1.5

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 第一生命保険相互会社は、組織変更により平成22年4月1日付で 第一生命保険株式会社となりました。
 - 3. 持株比率は、自己株式数 (915,311株) を控除して計算しております。

特別委員会規程の概要

- 1. 特別委員会、は当社取締役会の決議により設置する。
- 2. 特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を意味し、これらの中から適任者を選任するものとする。
- 3. 特別委員会は、当社取締役会から諮問を受けた、大規模買付行為に対抗するための新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置の発動または不発動および株主意思確認のための株主総会開催の要否、大規模買付者との事後交渉に基づく新株予約権の無償取得、発行中止その他の対抗措置の停止または変更案、その他、取締役会が特別委員会に勧告、助言または意見を求める事項などについて、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して当社取締役会に対して勧告するとともに、必要に応じて助言または意見を行うことができる。なお、特別委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- 4. 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を得ることができるものとする。
- 5. 特別委員会決議は、委員の過半数をもってこれを行う。

以 上

(別紙3)

特別委員会の委員の略歴

本プラン更新後の特別委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

飯 島 英 胤 (いいじま ひでたね)

東レ株式会社 特別顧問

昭和10年5月5日生

(略歴)

昭和34年4月 東洋レーヨン株式会社(現東レ株式会社)入社 平成 2年6月 同社取締役 平成 5年6月 同社常務取締役 平成 8年6月 同社専務取締役 平成11年6月 同社代表取締役副社長 平成13年6月 同社相談役 平成14年6月 株式会社東レ経営研究所代表取締役会長兼社長 平成15年6月 東レ株式会社特別顧問(現在に至る) 平成16年6月 当社社外取締役(現在に至る)

和食克雄(わじきかつお)

法政大学大学院アカウンティング専攻客員教授

昭和13年2月22日生

(略歴)

昭和36年12月 ロー・ビンガム・アンド・トムソンズ会計事務所入所

昭和39年 7月 公認会計士開業登録

昭和58年 6月 青山監査法人代表社員

平成10年 7月 同監査法人顧問

平成17年 4月 法政大学大学院アカウンティング専攻教授

平成18年 6月 当社社外監査役(現在に至る)

平成20年 4月 法政大学大学院アカウンティング専攻客員教授(現在に至る)

結 城 康 郎 (ゆうき やすお)

弁護士

昭和23年9月7日生

(略歴)

昭和46年 4月 最高裁判所司法研修所入所

昭和48年 4月 東京弁護士会弁護士登録(現在に至る)

平成 6年 4月 東京弁護士会副会長

平成 8年 4月 最高裁判所司法研修所刑事弁護教官

平成12年 1月 司法試験考査委員

平成15年 4月 日本弁護士連合会常務理事

平成16年 4月 専修大学法科大学院客員教授

平成20年 6月 当社社外監査役(現在に至る)

上記、特別委員会の各委員と当社の間には特別の利害関係はありません。

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主およびその割当方法

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。) 1株につき 1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。

3. 株主に割当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式 総数(ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。)を減じた数を上限とする。なお、当社取 締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。ただし、当社取締役会が取得条項に基づき、新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付する。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

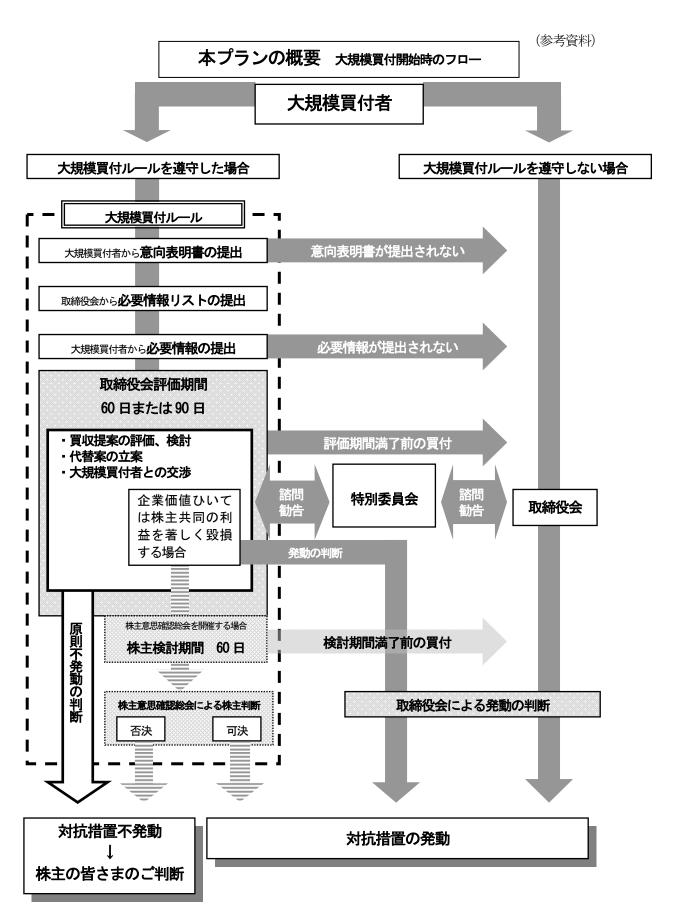
6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者(ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。)は、新株予約権を行使できないものとする。

新株予約権は、大規模買付行為が完了したことを当社取締役会が認めて開示した日から10日 を経過した後でなければ行使できないものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。



⁽注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではございません。詳細につきましては、本文をご覧ください。